

# 岐阜県木の国・山の国県産材利用促進協定実施要領

## 第1 目的

この要領は、「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例（令和4年12月20日岐阜県条例第45号）（以下、「条例」という。）」第13条第1項の規定に基づき、県と建築物等に県産材を利用する事業者及び団体（以下、「事業者等」という。）が、県産材利用促進構想（以下、「構想」という。）等を定めた岐阜県木の国・山の国県産材利用促進協定（以下、「協定」という。）を締結するために必要な事項を定める。

## 第2 事業者等の要件

協定を締結する事業者等は、下記に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ア 建築物の木造化・内装木質化（個人として住宅を取得する場合を除く）、事業施設における構築物・備品・家具・日用品の導入若しくは事業活動の実施において、県産材を利用する者又は県産材の利用を促進する者。
- イ 継続的に事業活動を行う者。
- ウ 岐阜県と現に係争関係にない者。
- エ 各種法令等に反する業務を行っていない者、公序良俗に反する業務を行っていない者及び暴力団等に関与していない者。

## 第3 協定締結に係る申請

- 1 事業者等が協定を締結しようとするときは、県に対し、別記様式第1号により申請するものとする。
- 2 前項の規定により提出される協定締結に関する申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。
  - ア 事業者等が法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書の写し又はこれらに類するもの、個人事業者の場合は、住民票の写し等氏名及び住所を証する書類、任意団体の場合は規約
  - イ 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第1号別紙）
  - ウ その他知事が必要と定める書類

## 第4 協定締結の判断基準

- 1 県は、事業者等から前条の1項により協定締結の申請があった場合は、次の各号に掲げる要件に照らして適当か確認し、締結の適否について判断するものとする。
  - ア 条例の目的及び岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画の実現に資する取組であること
  - イ 各種法令等に違反しないこと
  - ウ その他必要と認められる事項
- 2 県は、前項により判断した結果を事業者等に通知するとともに、申請に応じる場合にあっては、次条により協定を締結する。

## 第5 協定の内容

- 1 協定は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。
  - ア 協定の目的
  - イ 事業者等の県産材利用促進構想
  - ウ 構想の達成に向けた取組の内容
  - エ 構想の対象区域（県内又は国内とする。）
  - オ 協定の有効期間（5年までとする。）
  - カ その他必要と認められる事項
- 2 協定は、県と事業者等の2者で締結するものとし、協定書は別記様式第2号を標準として協議の上、決定する。ただし、構想の達成に向けた取組において、3者以上の事業者等が連携する必要がある場合は、3者以上で協定を締結することができるものとする。

## 第6 協定の変更

- 1 県と協定を締結した事業者等（以下「協定締結者」という。）は、協定の内容を変更する場合は、別記様式第3号により県に協定変更協議書を提出しなければならない。
- 2 県は、前項により協定変更協議書の提出があった場合には、その内容を精査し、変更の可否について第4により判断するものとする。
- 3 県は、前2項により判断した結果を協定締結者に通知するとともに、協定の変更が妥当と認められる場合には、別記様式第4号を標準として変更協定を締結するものとする。

## 第7 協定の更新

- 1 協定締結者は、協定有効期間満了後も協定を継続する場合は、別記様式第5号により県に協定更新協議書を提出しなければならない。
- 2 県は、前項により協定更新協議書の提出があった場合には、その内容を精査し、更新の可否について第4により判断するものとする。
- 3 県は、前2項により判断した結果を協定締結者に通知するとともに、協定の更新が妥当と認められる場合は、別記様式第4号を標準として変更協定を締結するものとする。

## 第8 協定の解消

- 1 協定締結者は、協定有効期間満了前に協定の解消を行う場合には解消日の1か月前までに、別記様式第6号により県に協定解消届を提出しなければならない。
- 2 前項による協定の解消が妥当と認められる場合は、県は協定の解消を協定締結者に通知する。

## 第9 協定締結者の役割

- 1 協定締結者は、県の広報媒体への掲載等に協力するものとする。
- 2 協定締結者は、県に対し、毎年5月末日までに、別記様式第7号により構想の達成に向けた取組について、前年度の実施状況の報告を行うものとする。

## 第10 県の役割

- 1 県は、協定を締結したときは、速やかに、その協定の概要を、個人情報の取扱いに十分注意し、インターネット等により公表するものとする。
- 2 県は、協定締結者に対して、活用できる支援制度や技術的な情報の提供、県産材利用に関する相談窓口・専門家の紹介、協定締結者との定期的な意見交換などを行う。
- 3 県は、前条の2項に基づく報告があった場合は、その成果について公表を行う。
- 4 県は、協定締結者が構想に基づき建築物及び木製品等に利用した県産材の炭素貯蔵量について、協定締結者から県産材使用量等の報告があった場合は、「ぎふの木づかいCO<sub>2</sub>貯蔵量認定制度実施要領」により認定及び公表を行う。

## 第11 協定の取り消し

- 1 県は、協定締結者が次の各号に掲げる事項に該当したときは、協定を取り消すものとする。
  - ア 各種法令等に反したとき
  - イ 公序良俗に反する行為があったとき
  - ウ 申請、協定、報告の内容に虚偽があったとき
  - エ その他協定締結者として適当でなくなつたと認めるとき
- 2 県は、前項の規定により協定を取り消すときは、別記様式第8号により理由を付して協定締結者にその旨を通知するものとする。

## 第12 台帳

県は、協定を締結した場合は、別記様式第9号により台帳に登録し、管理するものとする。また協定が変更等された場合は、台帳に反映させるものとする。

## 附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。